

福岡県公報

平成28年3月4日
第3773号

目次

告示(第183号-第201号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	2
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	4
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○保安林子定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○保安林子定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○平成28年度前期技能検定の公示について	(職業能力開発課)	9
○平成28年度技能検定(随時実施)の公示について	(職業能力開発課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	15
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○争議行為の通知	(労働政策課)	19

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	19
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果	(警察本部生活保安課)	22

告 示

福岡県告示第183号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 中島・山門羽瀬加入区

福岡県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	福岡線 宗像海	前	宗像市河東1119番1先から 宗像市河東519番1先まで	7.1 ～ 21.4	160.0
			後	宗像市河東1119番1先から 宗像市河東519番1先まで	10.3 ～ 21.4	

福岡県告示第185号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成28年3月4日から同年3月25日までの間、福岡県環境部環境保全課及び荇田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 京都郡荇田町長浜町45番地

名称 九州ホイール工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 大久保元也

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡荇田町長浜町45番地

名称 九州ホイール工業株式会社

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）		
能力	自動車用アルミホイール 55個/hr		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	3.0～9.0	1.0～11.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480
	化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480
	浮遊物質量 (mg/L)	240	500
	窒素含有量 (mg/L)	16	25
	りん含有量 (mg/L)	15	23
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	100
汚水量 (m ³ /日)	0	15	

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	第1排水処理装置	
型式	自動連続式	
構造	鋼板及び鉄筋コンクリート	
主要寸法	4.5m × 12.95m	

能力	75m ³ /日				
処理方式	中和+凝集処理+散水濾床+接触酸化+濾過+活性炭吸着+減菌				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5～9	5～9	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15
	浮遊物質量 (mg/L)	100	200	20	25
	窒素含有量 (mg/L)	16	25	16	20
	りん含有量 (mg/L)	15	23	1.3	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	100	1	2
	汚水量 (m ³ /日)	50.1	75	50.1	75

種類	第2排水処理装置				
型式	自動連続式				
構造	鋼板及び鉄筋コンクリート				
主要寸法	11m×30m				
能力	100m ³ /日				
処理方式	中和+凝集処理+接触酸化+沈殿+濾過+活性炭吸着+減菌				
工事着手予定年月日	既設				

工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5～9	5～9	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15
	浮遊物質量 (mg/L)	100	200	20	25
	窒素含有量 (mg/L)	16	25	16	20
	りん含有量 (mg/L)	15	23	1.3	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	200	1	2
	汚水量 (m ³ /日)	74	100	74	100

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	事業場から排出される排出水の排水口	No.1排水口	
	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質量 (mg/L)	20	25
	窒素含有量 (mg/L)	16	20
	りん含有量 (mg/L)	1.3	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1	2

	排出水量 (m ³ /日)	50.1	75
--	--------------------------	------	----

事業場から排出される排出水の排水口		No. 2 排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質 (mg/L)	20	25
	窒素含有量 (mg/L)	16	20
	りん含有量 (mg/L)	1.3	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1	2
	排出水量 (m ³ /日)	74	100

福岡県告示第186号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡宇美町若草三丁目2631番4及び2670番24の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

福岡県告示第187号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡宇美町若草三丁目2631番4の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線 桑野線	前	田川市魚町2171番1先から 田川市白鳥町2238番1先まで	5.8 ～ 22.2	560.4
			前	田川市大字伊田3640番11先から 田川市白鳥町2238番1先まで	16.0 ～ 48.0	155.0
				田川市魚町2171番1先か	5.8	

			後	ら 田川市白鳥町2238番1先 まで	～ 22.2	560.4
			後	田川市魚町2623番1先か ら 田川市白鳥町2238番1先 まで	5.9 ～ 48.0	905.5

福岡県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川 桑野線	田川市白鳥町2107番1先から 田川市白鳥町2106番35先まで

福岡県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
				田川市魚町2623番1先か		

田川	県道	田川 犀川線	前	ら 田川市大字伊田3684番2 先まで	5.9 ～ 30.8	879.1
			後	田川市大字伊田3637番1 先から 田川市大字伊田3684番2 先まで	16.0 ～ 26.4	117.4

福岡県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	山北 日田線	前	うきは市浮羽町小塩3371 番1先から うきは市浮羽町小塩3397 番先まで	4.6 ～ 14.4	291.8
			前	うきは市浮羽町小塩3371 番1先から うきは市浮羽町小塩3394 番6先まで	9.0 ～ 43.0	267.0
			後	うきは市浮羽町小塩3371 番1先から うきは市浮羽町小塩3397 番先まで	4.6 ～ 15.0	291.8
			後	うきは市浮羽町小塩3371 番1先から うきは市浮羽町小塩3394 番6先まで	9.0 ～ 43.0	267.0

福岡県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	山北線 日田	うきは市浮羽町小塩3371番1先から うきは市浮羽町小塩3397番先まで
久留米	山北線 日田	うきは市浮羽町小塩3371番1先から うきは市浮羽町小塩3394番6先まで

福岡県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	諸富線 西島	久留米市城島町浮島514番11先から 久留米市城島町浮島487番3先まで

福岡県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	久留米 筑後線	前	筑後市大字前津1214番1先から 筑後市大字前津931番6先まで	6.0 ～ 9.0	289.0
			後	筑後市大字前津1214番1先から 筑後市大字前津931番6先まで	12.5 ～ 28.0	289.0

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女 香春線	前	八女市上陽町久木原1903番5先から 八女市上陽町久木原1902番5先まで	14.3 ～ 16.0	22.9
			後	八女市上陽町久木原1903番5先から 八女市上陽町久木原1902番5先まで	17.8 ～ 19.5	22.9

福岡県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市上陽町久木原1903番5先から 八女市上陽町久木原1902番5先まで

福岡県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	柳瀬線 筑後	前	八女市新庄1692番先から 八女市新庄1672番1先まで	4.5 ～ 6.5	126.5
			後	八女市新庄1692番先から 八女市新庄1672番1先まで	6.0 ～ 39.5	

福岡県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	唐尾川線 唐広	前	八女市新庄1674番14先から 八女市新庄1701番2先まで	5.0 ～ 18.5	131.0
			後	八女市新庄1674番14先から 八女市新庄1701番2先まで	6.5 ～ 36.5	

福岡県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	玄海島線 田島	前	宗像市上八1912番1先から 宗像市田野1177番先まで	10.4 ～ 17.6	520.0

	福 間				
	後	宗像市上八1912番1先か ら 宗像市田野1177番先まで	10.9 ～ 22.0	520.0	

福岡県告示第200号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字津野字西山4306、4307、4300（次の図に示す部分に限る。）、字西畑4305
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第201号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字寒田1991の2、2007の14
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町長者原西二丁目637番3、637番5から637番7まで及び637番10から637番13まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町長者原西二丁目8番6号
株式会社シンメイ

代表取締役 澁田 信重

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字天神面3698番1及び3698番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原3705番地の1
城戸 秀実

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
NSマテリアルズ株式会社	福岡県筑紫野市大字立明寺511番地1	平成28年2月19日	平成31年2月18日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見が丘三丁目1874番3及び1874番146から1874番152まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市泉ヶ丘二丁目344-66

有限会社ウッドヒル

取締役 赤星 登志子

公告

平成28年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

- 2 等級別職種

- (1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手

加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業及びインフレーション成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

溶射(防食溶射作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)及び産業洗浄(高压洗浄作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専修学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成28年6月2日(木曜日)から同年9月7日(水曜日)までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

掲示による公表は、平成28年5月26日(木曜日)から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、舞台機構調整及びフラワー装飾	平成28年7月17日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 (イ) 単一等級 産業洗浄	平成28年8月21日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成28年8月28日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、ウェルポイント施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工	平成28年9月4日 (日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成28年4月4日（月曜日）から同月15日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成28年4月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては平成28年8月26日（金曜日）、その他の等級等については平成28年9月30日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及

び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番）に対して行うこと。

公告

平成28年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種

随時3級、基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成28年4月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成28年4月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会にて交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並び

に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス柳川南店

(2) 所在地 柳川市三橋町江曲173番1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成28年3月25日（金） 午前10時00分から午前12時00分まで

(2) 場所

福岡県庁行政棟地下行政1号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 圏域の現状と課題

(ア) 福岡都市圏の現状

(イ) 福岡都市圏の課題

イ 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 都市づくりの目標

(ウ) 基本的事項

ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

(イ) 区域区分の方針

エ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市構造の形成方針

(イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

(オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(カ) 防災に関する都市計画の決定の方針

(キ) 景観に関する都市計画の決定の方針

(ク) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針

(2) 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要 同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 圏域の現状と課題

(ア) 北九州都市圏の現状

(イ) 北九州都市圏の課題

イ 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 都市づくりの目標

(ウ) 基本的事項

ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

(イ) 区域区分の方針

エ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市構造の形成方針

(イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

(オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- (カ) 防災に関する都市計画の決定の方針
- (キ) 景観に関する都市計画の決定の方針
- (ク) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針
- (3) 筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
 - ア 圏域の現状と課題
 - (ア) 筑後都市圏の現状
 - (イ) 筑後都市圏の課題
 - イ 都市計画の目標
 - (ア) 都市づくりの基本理念
 - (イ) 都市づくりの目標
 - (ウ) 基本的事項
 - ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (ア) 区域区分の有無
 - (イ) 区域区分の方針
 - エ 主要な都市計画の決定等の方針
 - (ア) 都市構造の形成方針
 - (イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針
 - (オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - (カ) 防災に関する都市計画の決定の方針
 - (キ) 景観に関する都市計画の決定の方針
 - (ク) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針
- (4) 筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
 - ア 圏域の現状と課題
 - (ア) 筑豊都市圏の現状
 - (イ) 筑豊都市圏の課題

- イ 都市計画の目標
 - (ア) 都市づくりの基本理念
 - (イ) 都市づくりの目標
 - (ウ) 基本的事項
 - ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (ア) 区域区分の有無
 - エ 主要な都市計画の決定等の方針
 - (ア) 都市構造の形成方針
 - (イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針
 - (オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - (カ) 防災に関する都市計画の決定の方針
 - (キ) 景観に関する都市計画の決定の方針
 - (ク) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針
- (5) 閲覧
平成28年3月4日から3月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/toshikeikaku-kuikimasu-koutyoukai.html>) において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成28年3月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
 - (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べるができる。
- 6 その他
- (1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の

30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原文文久2014-3及び2014-6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町磯浜町一丁目16-3

株式会社新門司ライン

代表取締役 西村 敦志

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にとっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にとっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合においては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成28年3月24日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間

契約締結日から平成29年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要な事項を記入の上、平成28年3月24日（木曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年4月14日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を

継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

F A X 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年3月4日（金曜日）から平成28年4月14日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成28年4月14日（木曜日）17時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁建築都市部会議室（7階）

(2) 日時

平成28年4月15日（金曜日）14時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、広報紙1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,737,900（平成27年5月から平成28年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成28年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,737,900（平成27年5月から平成28年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成28年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付

又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の（1）に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture
- (2) Time Limit of Tender
5:00pm on April 14,2016
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字筑紫721番、734番5、734番22及び734番23
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県佐賀市駅前中央三丁目16番26-1302号オーヴィジョン夢咲西
古賀 忠弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第一工区）大牟田市大字歴木字筒井541番46から541番48まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市有明町2-3
大牟田市
大牟田市長 古賀 道雄

公告

全国一般労働組合福岡地方本部から組合員の雇用継続等の要求に関して、平成28年3月7日以降、その組合員の従事する次の職場（北九州市環境整備協会東部事業所）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成28年3月4日

福岡県知事 小川 洋

公安委員会

福岡県公安委員会告示第58号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年3月4日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
(1) 雑踏警備業務1級

(2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年6月8日(水)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年6月7日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不

合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成28年5月16日（月）から同年5月18日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 1級の検定申請者

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(5) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含め定める条例（平成元年福岡県条例第

23号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL:
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>)で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第59号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項に基づく国際競技に参加する外国人に対する所持許可に係る審査基準(案)等及び銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項に基づく練習射撃指導員の解任の命令に係る処分基準(案)等について、平成28年1月22日から同年2月22日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成28年3月4日

福岡県公安委員会

1 審査基準及び処分基準の題名

銃砲刀剣類所持等取締法改正に伴う行政手続法に基づく審査基準及び処分基準

2 審査基準及び処分基準の改定の日

平成28年2月23日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり改定した。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp>)

/)に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。